

第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。

第1節 介護保険事業の健全な運営

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要量の整備を図ります。他の介護サービスについても、中長期的な視点に立った基盤の充実が必要です。

利用者に対しては、自立支援にもとづいた適切なサービスが実施されるよう、介護サービスの向上が求められています。

また、介護サービスの安定した供給を図るため、介護人材の確保と定着に向けた取組が求められています。

【基本施策】

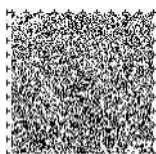
第1項 介護サービスの充実

1 居宅サービス

各サービスの利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量(供給量)を設定します。

(1) 訪問系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 訪問介護 (通称：ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助等を行うサービスです。
2 (介護予防) 訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
3 (介護予防) 訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
4 (介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
5 (介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

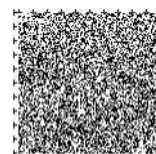


(2) 通所系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 通所介護 (通称：デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
2 (介護予防) 通所リハビリテーション (通称：デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
3 (介護予防) 短期入所生活介護 (通称：ショートステイ)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
4 (介護予防) 短期入所療養介護 (通称：ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

(3) その他の居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防) 福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。
2 (介護予防) 福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて一定の金額を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
3 (介護予防) 住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて一定の金額を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
4 (介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム (ケアハウス) 等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
5 (介護予防) 居宅介護支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。



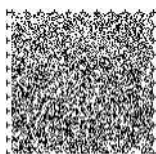
2 地域密着型サービス

3つの日常生活圏域の特性や高齢者の実態を踏まえ、要介護または要支援の認定を受けた方が、住み慣れた地域で介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを整備・充実します。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

(1) 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
1 （介護予防）認知症対応型通所介護 （通称：認知症対応型デイサービス）	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。
2 （介護予防）小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせて、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。
3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 （通称：グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
5 看護小規模多機能型居宅介護 （旧名称：複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
6 地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。



3 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

(1) (介護予防) 認知症対応型通所介護 (通称: 認知症対応型デイサービス)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用(見込)者数/日	75	73	65	69	73	79
事業所数	4	4	4	4	4	4

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録(見込)者数/月	50	46	40	44	45	49
事業所数	2	2	2	2	2	2

(3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (通称: グループホーム)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用(見込)者数/日	78	76	78	83	86	89
ユニット数	6	6	7	7	7	7

※ ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっております。

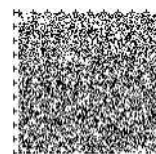
※ 利用(見込)者数には他市町村にあるグループホームの利用者も含まれます。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録(見込)者数/月	1	2	0	3	11	17
事業所数	0	0	0	1	1	1

本市では、第5期計画から計画に位置付け整備に取り組んできました。第6期計画、第7期計画においては、整備に向け公募も行いましたが、広い市域へのサービス提供の難しさや介護人材不足等により整備が進んでいません。

本計画期間中に1事業所の整備を目指し、公募を行うとともに、青梅市介護保険運営委員会の意見と事業所からの相談に随時応じながら検討します。



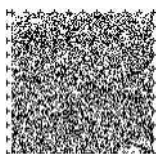
(5) 看護小規模多機能型居宅介護

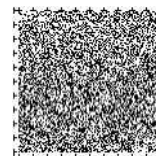
区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録（見込）者数／月	21	23	28	31	37	41
事業所数	1	1	1	1	2	2

本計画期間中に1事業所の整備を目指します。

(6) 地域密着型通所介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用（見込）者数／日	285	300	275	295	310	324
事業所数	17	17	15	15	15	15





4 施設サービス

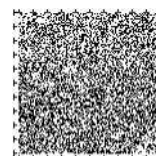
本市には、介護老人福祉施設が 24 施設、介護老人保健施設が 3 施設、介護療養型医療施設が 4 施設あります。

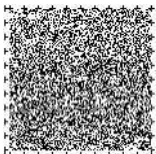
地域包括ケアシステムの深化に向け、医療と介護の連携・推進の観点から日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の機能、生活施設としての機能を兼ね備える施設として、第 7 期計画から、介護医療院が創設されましたが、現在市内にはありません。また、介護医療院創設に伴い、介護療養型医療施設は平成 30（2018）年 3 月末に設置期限を迎えることとなっていました。設置期限が 5 年間延長され、令和 6（2024）年 3 月末までとなりました。

これまで市では、地域住民に充足しているかどうかの観点から、福祉施設等の配置のあり方について基本方針を定め対応してきました。介護保険 3 施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）については、現在、市民利用の必要な定数を十分に満たす状況にあることから、定員・施設増の必要のない施設として位置付けています。また、新たに創設された介護医療院についても、市内既存の介護療養型医療施設と療養病床を有する医療施設が転換することで充足が見込めるため、定員・施設増の必要のない施設と位置付けています。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

施設類型	サービスの内容
1 介護老人福祉施設 (通称：特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、在宅では介護が困難な人が入所するサービスです。原則として要介護 3 以上の方が入所可能です。
2 介護老人保健施設 (通称：老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、在宅への復帰を支援するサービスです。
3 介護医療院	長期の療養が必要な人に、療養上の管理、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。 長期的な医療と介護ニーズを持つ人を対象に、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療機能とあわせ、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、平成 30 年度に創設されました。
4 介護療養型医療施設	症状が安定している人に、医学的管理の下、長期にわたる療養が必要な人のための病床です。医療、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。(令和 6 (2024) 年 3 月末までに廃止予定)





第2項 介護保険サービスの円滑な提供

1 連携体制の強化等

(1) 保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護は、それぞれが個々に提供するのではなく、それぞれの機能と役割を十分に踏まえた上で効果的に組み合わせて提供する必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行える体制を充実していきます。

(2) 事業者等との連携強化

要介護者等に対して、介護給付等の対象サービスを円滑に提供し、また、その資質の向上を図るため、本市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互の定期的な情報交換と連絡協議の場としての介護サービス事業者連絡会を引き続き実施します。

また、ケアマネジャー同士の情報交換や連絡、協議の場としての居宅介護支援事業者連絡会を通し、ケアマネジャー研修会などを開催して、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

(3) 障害福祉部門との連携

国の地域共生社会の実現の取組の中で、高齢者と障害児者が同じ事業者でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、さらに、障害福祉に「基準該当」の制度が設けられました。

このサービスについては、今後の国の検討状況や事業者の参入意向等を踏まえ、障害福祉部門と連携を図り対応を検討します。

(4) 市町村特別給付の実施

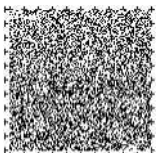
本市では、御岳山居住者への介護サービス提供が進まない状況を踏まえ、平成31年4月から市町村特別給付として、居宅系サービス利用時におけるケーブルカーの交通費等の負担を介護給付の対象としました。引き続き、御岳山居住者への介護サービスの提供を促進するための環境整備に向け、必要に応じて関係機関等と連携し対応します。

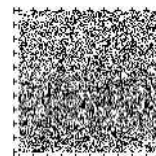
2 相談・情報提供体制の充実

(1) 相談窓口の充実

保健・医療・福祉・介護サービスについて、一体的な相談に応ずるため、地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者や家族からの多様なニーズや相談に総合的に対応します。

また、介護保険の保険者となる市が、介護保険に関する相談窓口を開設しており、相談内容の多様化に伴って、ときには関係機関と連携を取りながら、解決に向けて適切に対応します。





(2) 苦情に対する迅速な対応

介護保険サービスや市の福祉事業の利用者から苦情などの相談があった場合、できるだけ速やかに解決を図る必要があります。

そのため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護サービス事業者に苦情処理への取組を求め、必要に応じ、調査や助言などの対応を引き続き行います。

(3) 市民への情報提供等

介護保険のパンフレットや市の広報紙、ホームページ等を活用して、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供します。

また、サービス利用希望者に対しては、介護保険サービス提供事業者一覧やガイドブック等により、事業者情報やサービス内容などの介護保険情報を引き続き提供します。

このほか、各種申請手続き等の簡素化・効率化等を図るため、電子申請の環境整備を進めます。

3 介護サービスの向上

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、地域密着型サービス事業者等に対する指導検査を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保育成や介護の仕事の魅力の発信、業務改善・負担の軽減を図るため、国、東京都、市、事業者のそれぞれの役割の中で連携し、今後の取組について検討していきます。

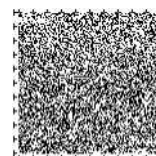
市では、介護ボランティアや介護の仕事の理解促進などによる介護人材のすそ野を広げるほか、介助者の離職を防止し、介護に関する人的基盤を確保するための取組をします。

また、介護サービス事業者等による、ICTを利用した各種申請や会議等における事務負担軽減の可否を検討し、ICT利用を推進すべく検討します。

(3) 介護サービス事業所の整備および改修による環境整備および資質の向上

介護保険制度開始から20年が経過し、介護サービス事業所における災害による被災や建物の老朽化も例外ではない状況となりました。

事業所の防災や減災、老朽化に対する改修等の対策整備や、新設や改築等における整備について、国や都と連携を図り、補助制度を活用した支援を行います。



(4) 地域包括支援センターおよび生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者が介護サービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、全ての介護サービス事業者に義務付けられました。

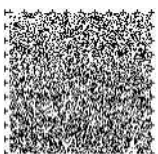
平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容および運営状況に関する情報の公表と生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加われました。今後は、この情報公表システムを活用し、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めます。

また、利用者が事業所を選択する際に、事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるよう、事業者には「福祉サービス第三者評価」制度の受審を奨励していきます。

第3項 介護サービスの適正な給付

介護サービスの更なる向上を図るため、適正化事業に取り組みます。

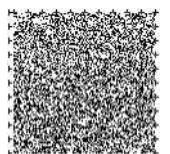
事業名	事業の内容	取組目標
1 要介護認定の適正化	業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	定期的に調査員・審査会委員との研修や意見交換の場を設け、ばらつきのある項目について情報共有し、適正な要介護認定が行えるように改善を図ります。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者である市の職員がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	研修等を通じて介護支援専門員とケアマネジメントの考え方を共有するとともに、市は保険者として視点を明確にし、各種システム等を活用しながら計画的に実施します。
3 住宅改修等の点検	受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請内容を精査するとともに、効果的な訪問調査を実施します。価格の適正化を図ります。



事業名	事業の内容	取組目標
4 縦覧点検・医療情報との突合	<p>(縦覧点検)</p> <p>介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。</p> <p>(医療情報との突合)</p> <p>介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。</p>	<p>保険者(市)確認分(国保連合会処理委託分以外)について、未実施の項目を順次実施します。</p>
5 介護給付費通知の発送	<p>介護サービス利用者には、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。</p>	<p>通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう改善を図ります。</p>
6 給付実績の活用	<p>給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。</p>	<p>ケアプラン点検・実地指導等と連動させながら、主要な帳票から順次活用を始めます。</p>

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値(令和元年度)	目標値
2	ケアプラン点検	年6件	年6件
3	住宅改修等の点検	書類点検 472件 訪問調査 9件	書類点検 400件以上 訪問調査 12件
5	介護給付費通知の発送	年1回	年1回
6	給付実績の活用	実地検査 20件 ケアプラン点検 6件	実地検査 24件 ケアプラン点検 6件



第2節 第1号被保険者保険料の適正な設定

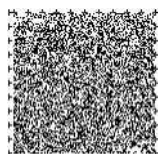
第1項 介護サービス見込量および費用額の適正な推計

1 介護給付サービスの見込量および費用額

(1) 居宅サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
訪問介護	給付費	328,601	353,616	378,094	347,607	440,873
	回数	8,904.1	9,586.9	10,259.4	9,400.6	11,932.0
	利用者数	462	493	523	495	621
訪問入浴介護	給付費	63,638	69,489	75,426	65,340	83,837
	回数	401.3	438.0	475.4	411.9	528.6
	利用者数	76	83	90	78	100
訪問看護	給付費	246,753	265,493	283,625	261,706	331,305
	回数	3,300.4	3,550.5	3,794.5	3,497.2	4,428.2
	利用者数	403	432	460	430	544
訪問リハビリ テーション	給付費	74,636	79,270	84,727	79,297	100,696
	日数	2,004.8	2,128.0	2,274.3	2,129.1	2,703.7
	利用者数	167	177	189	178	225
居宅療養管理指導	給付費	77,305	83,140	88,799	81,922	103,963
	利用者数	512	550	587	543	688
通所介護	給付費	708,180	745,382	796,503	750,242	966,807
	回数	7,322.0	7,689.5	8,198.9	7,792.2	9,999.2
	利用者数	741	778	829	789	1,009
通所リハビリ テーション	給付費	432,369	462,906	492,506	464,531	585,474
	回数	3,928.6	4,192.5	4,446.9	4,239.5	5,319.7
	利用者数	436	465	493	471	591
短期入所生活介護	給付費	243,806	256,191	275,991	250,805	328,702
	日数	2,236.0	2,347.0	2,525.2	2,305.0	3,021.7
	利用者数	188	197	211	195	255
短期入所療養介護	給付費	22,671	26,877	26,877	24,931	33,533
	日数	165.8	194.9	194.9	182.3	244.9
	利用者数	21	25	25	23	31
特定施設 入居者生活介護	給付費	266,270	274,546	281,900	295,062	374,049
	利用者数	112	115	118	124	156
福祉用具貸与	給付費	233,997	251,051	268,880	247,643	316,244
	利用者数	1,374	1,467	1,563	1,468	1,863



(2) 地域密着型サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

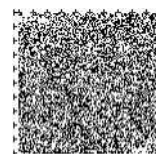
種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	給付費	7,464	27,241	44,114	58,647	85,823
	利用者数	3	11	17	23	33
認知症対応型 通所介護	給付費	111,245	118,452	128,117	116,841	150,426
	回数	707.0	750.7	811.3	745.5	957.2
	利用者数	68	72	78	72	92
小規模多機能型 居宅介護	給付費	90,307	93,795	100,829	94,333	122,312
	利用者数	38	39	42	40	51
認知症対応型 共同生活介護	給付費	271,290	281,253	290,993	290,993	296,041
	利用者数	83	86	89	89	90
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	108,403	131,272	145,227	146,919	185,790
	利用者数	31	37	41	42	53
地域密着型通所介護	給付費	285,163	299,950	314,176	356,406	375,111
	回数	2,727.3	2,866.2	2,997.9	3,346.4	3,598.6
	利用者数	295	310	324	358	390

(3) その他サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
市町村 特別給付※	給付費	93,970	97,729	101,638	150,000	150,000
	利用者数	3	3	4	5	5

※ 御岳山居住者へ介護サービスを提供する場合の、往復のケーブルカー代金および駐車場利用代金への給付です。



(4) 施設サービス

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護老人福祉施設	給付費	3,080,873	3,145,433	3,215,496	3,362,995	4,122,286
	利用者数	931	950	971	1,015	1,239
介護老人保健施設	給付費	1,136,877	1,152,272	1,167,036	1,372,793	1,751,139
	利用者数	315	319	323	380	485
介護医療院	給付費	140,896	221,806	404,963	511,532	658,636
	利用者数	30	48	87	112	144
介護療養型医療施設	給付費	298,663	222,530	0		
	利用者数	70	52	0		

※ 令和7(2025)年度および令和22(2040)年度の介護療養型医療施設は、介護医療院に含んでいません。

(5) 居宅介護福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
福祉用具購入	給付費	12,539	13,869	14,487	13,640	17,157
	利用者数	34	37	39	37	46

(6) 居宅介護住宅改修

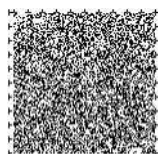
(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
住宅改修	給付費	27,888	28,762	32,025	29,532	36,886
	利用者数	34	35	39	36	45

(7) 居宅介護サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
居宅介護支援	給付費	392,074	417,710	444,715	420,804	531,003
	利用者数	2,093	2,225	2,365	2,251	2,833

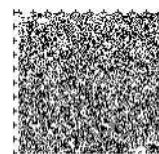


2 予防給付サービスの見込量および費用額

(1) 介護予防サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防 訪問入浴介護	給付費	741	742	742	742	742
	回数	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
	利用者数	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費	24,968	26,158	27,334	27,778	32,196
	回数	366.2	383.4	400.6	406.7	470.5
	利用者数	64	67	70	71	82
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	15,955	16,729	17,594	17,594	20,088
	回数	426.0	446.5	469.5	469.5	536.0
	利用者数	39	41	43	43	49
介護予防居宅療養 管理指導	給付費	11,225	11,520	12,097	12,097	13,955
	利用者数	77	79	83	83	96
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	63,695	66,298	69,133	69,105	80,658
	利用者数	151	157	164	163	190
介護予防短期 入所生活介護	給付費	1,688	3,131	3,131	3,131	3,131
	回数	25.4	46.9	46.9	46.9	46.9
	利用者数	4	5	5	5	5
介護予防短期 入所療養介護	給付費	1,507	2,262	2,262	2,262	2,262
	回数	10.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	利用者数	2	3	3	3	3
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	37,936	39,869	41,098	43,692	50,110
	利用者数	42	44	45	48	55
介護予防 福祉用具貸与	給付費	29,646	30,950	32,278	32,347	37,733
	利用者数	427	446	465	465	542



(2) 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	358	359	359	359	359
	回数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	利用者数	1	1	1	1	1
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	4,608	4,610	5,580	5,580	5,580
	利用者数	6	6	7	7	7
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0

(3) 介護予防福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防 福祉用具購入	給付費	2,267	2,267	2,267	2,267	2,531
	利用者数	8	8	8	8	9

(4) 介護予防住宅改修

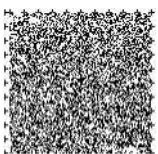
(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防住宅改修	給付費	14,929	16,000	16,773	16,773	19,390
	利用者数	17	18	19	19	22

(5) 介護予防サービス計画

(単位：千円、人/月)

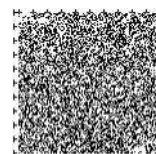
種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防支援	給付費	33,748	35,184	36,718	36,837	42,800
	利用者数	572	596	622	624	725



3 介護給付等対象サービスの給付費総額の見込（まとめ）

（単位：千円）

種別	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
標準給付費計	9,602,932	9,964,729	10,324,457	10,656,723	13,342,744
給付費計（介護給付＋予防給付）	8,905,179	9,278,385	9,622,872	9,915,084	12,309,628
介護給付	8,661,908	9,022,306	9,355,506	9,644,520	11,998,093
居宅介護サービス	2,698,226	2,867,961	3,053,328	2,869,086	3,665,483
地域密着型介護サービス	873,872	951,963	1,023,456	1,064,138	1,215,503
施設介護サービス	4,657,309	4,742,041	4,787,495	5,247,320	6,532,061
居宅介護福祉用具購入	12,539	13,869	14,487	13,640	17,157
居宅介護住宅改修	27,888	28,762	32,025	29,532	36,886
居宅介護サービス計画	392,074	417,710	444,715	420,804	531,003
予防給付	243,271	256,079	267,366	270,564	311,535
介護予防サービス	187,361	197,659	205,669	208,748	240,875
地域密着型介護予防サービス	4,966	4,969	5,939	5,939	5,939
介護予防福祉用具購入	2,267	2,267	2,267	2,267	2,531
介護予防住宅改修	14,929	16,000	16,773	16,773	19,390
介護予防サービス計画	33,748	35,184	36,718	36,837	42,800
審査支払手数料	14,728	15,019	15,321	15,906	19,053
高額介護（介護予防）サービス費	306,136	310,748	319,917	339,073	524,465
特定入所者介護（介護予防）サービス費	341,723	324,371	329,073	347,154	428,492
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	35,166	36,206	37,274	39,506	61,106

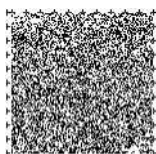


第2項 地域支援事業見込量および費用額の適正な推計

1 地域支援事業の見込量および費用額

(単位：所、千円)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
地域包括支援センター設置数	3	3	3	3	3
介護予防・日常生活支援総合事業	252,764	253,257	258,107	266,841	355,589
訪問型サービス	41,862	38,315	39,033	40,396	53,469
通所型サービス	174,148	177,407	180,738	186,441	246,781
施設介護サービス	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	30,802	31,377	31,965	33,182	43,921
審査支払手数料	587	613	640	698	1,340
高額介護予防 サービス費相当事業	480	501	523	571	1,096
一般介護予防事業	4,885	5,044	5,208	5,553	8,982
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	135,573	135,573	135,573	135,573	135,573
任意事業 (介護給付適正化事業・家族介護 支援事業等・その他の事業)	2,501	2,532	2,565	4,800	5,587
包括的支援事業 (社会保障充実分)	23,302	24,054	24,831	26,461	42,671
地域支援事業費計	414,140	415,416	421,076	433,675	539,420



第3項 保険料および所得段階の設定について

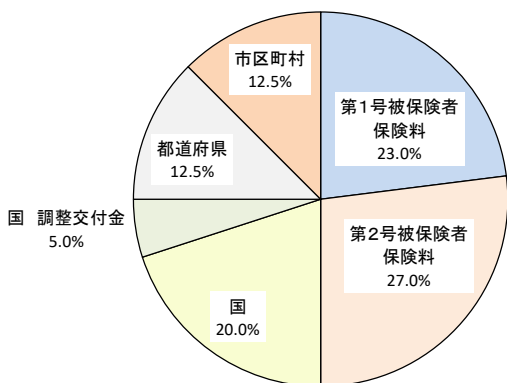
1 介護保険事業の財源構成について

介護給付および予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」といいます。）と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

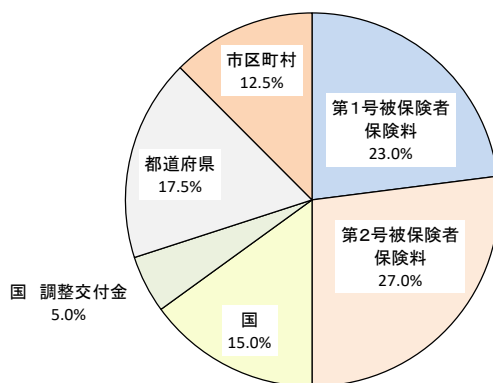
介護給付費等は、公費（国、都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

介護給付費等の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護給付費等（施設分等を除く）

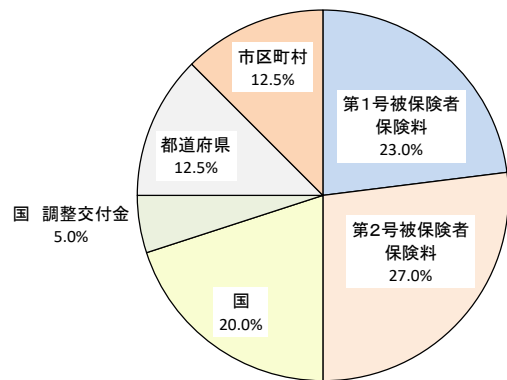


■介護給付費等（施設分等）

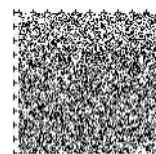
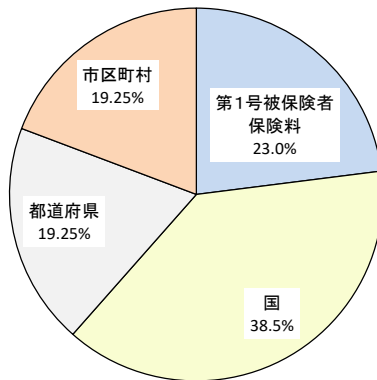


また、地域支援事業費の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



2 第1号被保険者の負担割合について

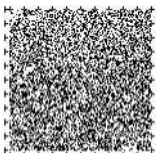
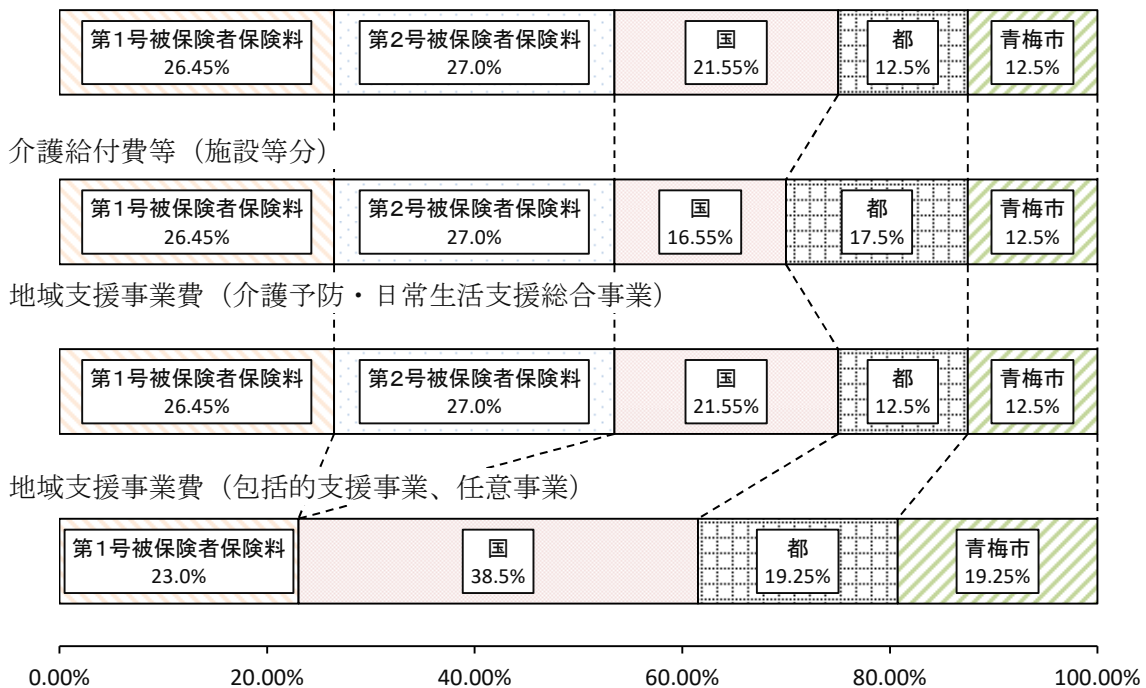
第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められており、「第7期計画」と変動せず23%になりました。

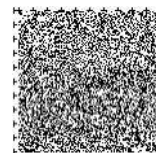
また、介護給付費等の国負担分のうち5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合・所得段階層割合と比較して、保険者ごとに増減されることになっています。本市の第8期計画における見込みは1.55%で、不足する3.45%については、第1号被保険者の保険料で負担することとなります。なお、地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業）については、第2号被保険者の負担はなく、その分を公費で負担します。

このため、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費等および地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）については26.45%、地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業費）については23.0%となり、第8期計画期間の青梅市での全体の財源構成についての見込みは、以下のとおりとなります。

■第8期事業計画での負担割合

介護給付費等（施設等分を除く）





3 保険料設定の見込み

第8期計画では、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

■保険料の主な上昇要因

- ・介護報酬の0.7%のプラス改定（うち0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和3（2021）年9月までの間））

■保険料の主な低下要因

- ・一定以上所得者の利用負担の見直し（高額介護サービス費および負担限度額認定）
- ・平成30年度から創設された保険者機能強化推進交付金、令和2年度から創設された介護保険保険者努力支援交付金の第1号被保険者保険料への充当

4 保険料上昇の抑制について

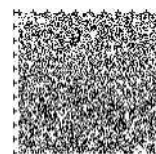
保険者である市区町村は、介護給付費等準備基金を設けて、計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合に取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。介護給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、基金を必要以上保有しないよう、本計画期間においては基金の一部を取り崩し、第1号被保険者全体の保険料負担の上昇を抑えることとします。

■公費による軽減

- ・平成27年4月から、消費税率8%への引き上げによる増収分を活用して所得の低い方（所得段階が第1段階）への保険料軽減措置を実施しています。また、令和元年10月から、消費税率10%への引き上げによる増収分を活用して、所得の低い方（所得段階が第1段階から第3段階）への更なる保険料軽減措置を実施しています。この軽減対策は、税と社会保障の一体的改革として行われたもので、財源は、消費税の増収分をもとに、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1ずつ、一般会計で賄っています。

5 介護サービス利用者の自己負担額

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に御負担いただきます。この利用者負担については、介護保険制度開始以降、利用者の所得にかかわらず一律に1割とされてきました。しかしながら、団塊の世代の方がすべて75歳以上となる令和7（2025）年以降にも持続可能な制度とするための制度改正が行われ、一定以上の所得のある場合、平成27年8月から2割負担が、平成30年8月から3割負担（2割負担の方のうち、さらに所得の高い方）が導入されています。



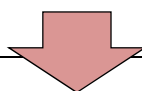
6 第1号被保険者の保険料基準額の算定

内 容		合計 (令和3～5年度)
A	標準給付費見込額	29,892,118 千円
B	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費
C		包括的支援事業・任意事業費
		764,016 千円
		486,505 千円

=サービス給付費総額 D (A+B+C) 31,142,639 千円

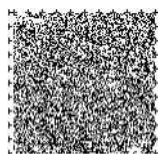
E	第1号被保険者負担分相当額【=D×23%】	7,162,807 千円
+		
F	調整交付金相当額【=(A+B)×5%】	1,532,807 千円
-		
G	調整交付金見込額【=(A+B)×※1.55%(※3か年の平均値)】	478,382 千円
-		
H	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	129,100 千円
-		
I	介護給付費等準備基金取崩し見込額	436,000 千円
	基準月額に対する軽減額	302 円

=保険料収納必要額 J (E+F-G-H-I) 7,652,132 千円



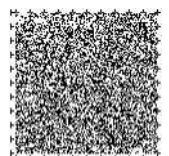
K	予定保険料収納率	99%
L	所得段階別加入割合補正後被保険者数 (※)	
	令和3(2021)年 40,111 人	121,531 人
	令和4(2022)年 40,543 人	
令和5(2023)年 40,877 人		
M	保険料見込額(年額)【=J÷K÷L】	63,600 円
N	保険料見込額(月額)【=M÷12】	5,300 円

※ 所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したもの



第8期事業計画期間（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）の所得段階区分と保険料率等				
所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	構成比 (推計)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.45	28,600円 (月額約2,384円)	16.2%
第2段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.66	41,900円 (月額約3,492円)	7.3%
第3段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円を超える方	基準額 ×0.70	44,500円 (月額約3,709円)	7.5%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.85	54,000円 (月額約4,500円)	12.7%
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	63,600円 (月額約5,300円)	13.5%
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.11	70,500円 (月額約5,875円)	12.9%
第7段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.32	83,900円 (月額約6,992円)	16.5%
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.63	103,600円 (月額約8,634円)	7.5%
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.66	105,500円 (月額約8,792円)	2.2%
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.90	120,800円 (月額約10,067円)	1.9%
第11段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.08	132,200円 (月額約11,017円)	0.7%
第12段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	139,900円 (月額約11,659円)	0.3%
第13段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.35	149,400円 (月額約12,450円)	1.0%

※ 保険料率については、消費税率変更に伴う公費負担による低所得者の負担割合引下げにより、実際には、第1段階が0.28、第2段階が0.50、第3段階が0.65へと引下げられています。



保険料所得段階の変更図

第7期 事業計画				第8期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)	所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)
第1段階	基準額 ×0.45	27,000円	16.9%	第1段階	基準額 ×0.45	28,600円	16.2%
第2段階	基準額 ×0.66	39,600円	6.8%	第2段階	基準額 ×0.66	41,900円	7.3%
第3段階	基準額 ×0.70	42,000円	7.1%	第3段階	基準額 ×0.70	44,500円	7.5%
第4段階	基準額 ×0.85	51,000円	14.2%	第4段階	基準額 ×0.85	54,000円	12.7%
第5段階	基準額	60,000円	13.0%	第5段階	基準額	63,600円	13.5%
第6段階	基準額 ×1.11	66,600円	12.1%	第6段階	基準額 ×1.11	70,500円	12.9%
第7段階	基準額 ×1.32	79,200円	15.9%	第7段階	基準額 ×1.32	83,900円	16.5%
第8段階	基準額 ×1.63	97,800円	7.6%	第8段階	基準額 ×1.63	103,600円	7.5%
第9段階	基準額 ×1.66	99,600円	2.7%	第9段階	基準額 ×1.66	105,500円	2.2%
第10段階	基準額 ×1.90	114,000円	1.7%	第10段階	基準額 ×1.90	120,800円	1.9%
第11段階	基準額 ×2.08	124,800円	0.7%	第11段階	基準額 ×2.08	132,200円	0.7%
第12段階	基準額 ×2.20	132,000円	0.4%	第12段階	基準額 ×2.20	139,900円	0.3%
第13段階	基準額 ×2.35	141,000円	0.9%	第13段階	基準額 ×2.35	149,400円	1.0%

※ 両事業計画の第1段階から第3段階までの年間保険料は社会保障充実による軽減前の額です。

保険料基準月額推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12(2000)年度～平成14(2002)年度	2,875円	—	—
第2期	平成15(2003)年度～平成17(2005)年度	3,000円	125円	4.3%
第3期	平成18(2006)年度～平成20(2008)年度	3,600円	600円	20.0%
第4期	平成21(2009)年度～平成23(2011)年度	3,400円	△200円	△5.6%
第5期	平成24(2012)年度～平成26(2014)年度	4,300円	900円	26.5%
第6期	平成27(2015)年度～平成29(2017)年度	4,800円	500円	11.6%
第7期	平成30(2018)年度～令和2(2020)年度	5,000円	200円	4.2%
第8期	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度	5,300円	300円	6.0%

- 第8期計画における負担軽減前の本来基準月額： 5,602円…(1)
- 介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分： 302円…(2)
- 第8期計画の基準月額： (1) - (2) = 5,300円

